

「表紙共17枚」

令和6年10月

# 定例総会議事録

日田市農業委員会

1 日 時 令和6年11月7日(木曜日) 午後2時00分

2 場 所 日田市役所7階 大会議室

3 出席委員

1 番 石井照久	11 番 原田文利
2 番 中島浩司	12 番 中島幸一郎
3 番 飯田 隆	13 番 平川 修
4 番 穴井浩司	14 番 横田秀喜
5 番 河津祐二	15 番 川津清則
6 番 川良澄子	16 番 井上俊勝
8 番 湯浅正徳	17 番 財津満寿光
9 番 樋口虎喜	18 番 梶原真悟
10 番 高瀬義徳	19 番 河津裕治

4 出席事務局職員

局長 木村和心 主幹(総括) 今田秀樹 主幹 武内義則 主幹 麻生純一 主査 藤原東託

## 10月定例総会議事日程

1 開会および総会成立宣言

2 会長あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 議案訂正

5 議案審議

第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件

第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件

第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件

第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件

第5号 日田市農業振興地域整備計画の変更について

第6号 現況証明書（農地証明書）の発行について

第7号 現況証明書（非農地証明書）の発行について

第8号 11月調査委員の選任について

6 報告

第1号 農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく合意解約について

第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく日田市農用地利用集積等促進計画について

第3号 農地法第5条第1項第1号該当による届出の件

第4号 農地法施行規則第53条第1項第15号該当による届出の件

## 7 その他

### (1) 第4回 役員会報告

### (2) 委員活動報告

[報告者] (農業委員) 11番 原田文利 委員 (農地利用最適化推進委員) 朝日区域担当 平川静雄 委員

### (3) 11月現地調査

[日時] 11月25日(月) 午前9時～ ※調査委員のみ

### (4) 11月調査委員会

[日時] 11月28日(木) 午前9時～ ※会長・副会長・調査委員

### (5) 11月定例総会

[日時] 12月9日(月) 午後2時～ [会場] 7階 大会議室

### (6) 行事日程

11月19・20日(火・水) 農業委員会 先進地視察 [行先] 福岡県福岡市・山口県山口市ほか

11月20・21日(水・木) 九州・沖縄ブロック農業委員会女性委員研修会(佐賀県佐賀市) \*中嶋ひとみ委員出席

11月21日(木) 令和6年度 第1回日田市地域計画作成等検討委員会 \*会長・飯田隆委員

11月25日(月) 日田市農業振興地域整備促進協議会 \*会長・高瀬義徳委員

1月8日(水) 農業委員会 新年会 ◆市長出席 [場所] KIZAN倶楽部(隈1丁目) [開始時間] 午後6時

(7) その他

- ・ 10 月分 活動記録簿・農地利用最適化活動の記録メモの提出日
- ・ 10 月分 戸別訪問聞き取り用紙・集計表の提出日

<p>事務局長 (木村和心)</p>	<p>それでは、定刻となりましたので、ただいまより定例総会を開会いたします。</p> <p>本日は、推進委員の末武正則委員、穂本基稔委員、佐谷野利幸委員、高瀬俊和委員から、欠席のご連絡を頂いております。</p> <p>それから、2番の中島副会長からは少し遅れるということで、ご連絡を頂いております。</p> <p>日田市農業委員会会議規則第10条の規定により、定足数を満たしておりますので、本日の会議が成立することをご報告いたします。</p> <p>また、会議に入ります前にお断りさせていただきます。</p> <p>議事進行上発言される場合は挙手をして、議長の指名した後に発言をされるようお願いいたします。</p> <p>携帯電話をお持ちの方は、電源を切っていただくかマナーモードにさせていただきますよう、再度確認をお願いいたします。</p> <p>それでは、本日の総会を議事日程に従いまして進めさせていただきます。</p> <p>会議規則第8条により、会長が会議の議長を務め、議事を整理することになっておりますので、これからは会長に議長をお願いいたします。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>改めまして、こんにちは。</p> <p>本当に今日は、朝から寒くて、私たちの前津江町の大野というところでは、朝は8度・9度でございました。</p> <p>そういう中でですね、農業に対する危機感というものが、新聞とかメディアによく取り沙汰されておりますが、その責任、農業に対する危機感というのは、高齢化だけではなく、消費者とメディアにあるかもしれない、ということが載っておりました。</p> <p>全ての品物が値上がりしている中で、農産物が高くなると、メディアが一斉に放送します。</p> <p>生産するまでの経費があってですね、出荷量が減るための値上がりであってですね、決して農家の所得向上には繋がらないということでございます。</p>

	<p>こういうことを、県の会長会の方で、声を大きくして、発言してまいりたいと思います。</p> <p>それでは、着座いたしまして議事進行してまいりたいと思います。</p> <p>会議規則第17条により、議事録署名委員は、議長から指名させていただくことに、異議はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>議 長 (石井照久)</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、議事録署名委員は、10番 高瀬義徳委員、18番 梶原真悟委員のお二方をお願いしたいと思います。</p> <p>それから議案訂正がございましたら、事務局お願いいたします。</p> <p>事務局 (今田秀樹)</p> <p>はい。</p> <p>今回、議案訂正が2か所ございます。</p> <p>議案集の12頁をお開きください。議案集12頁と13頁の157番と158番の「大字」が誤っておりました。157番が友田で5筆、158番が友田で2筆ございます。同じ貸し手になる案件です。</p> <p>この合計7筆が友田ではなく、7筆とも渡里でございました。訂正をお願いいたします。</p> <p>申し訳ございませんでした。</p> <p>以上です。</p> <p>議 長 (石井照久)</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>では早速、議案の審議に入りたいと思います。</p> <p>今回の調査委員は、5番 河津祐二委員、11番 原田文利委員、13番 平川修委員の3名の方でございませ</p>
--	---

<p>調査委員長 (平川修)</p>	<p>た。 調査委員長は13番の平川修委員でございます。</p> <p>それでは、現地調査を踏まえまして、調査委員長から一言お願いいたしたいと思います。</p> <p>はい。 今回調査委員長を務めました13番 平川でございます。 今回は、5番 河津祐二委員と、それから11番 原田文利委員と、事務局は3名だったですかね。 20か所ということで、とても多くですね、いいときに当たったなと思いながら回っておりました。 大きい問題は無かったように感じておりますが、皆さん方の慎重な審議をお願いいたします。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 それでは、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件、11件でございます。 事務局は説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>はい。 それでは、議案書1頁、議案第1号 農地法第3条についてです。 今月は11件の申請がありました。 番号50、大字内河野〇ほか2筆で、地目は〇と〇は、登記簿・現況ともに畑、〇は、登記簿は畑、現況は田、面積は合計656㎡です。 譲渡人は福岡県の〇さんで、譲受人は日田市内河町の〇さんです。遠方のため譲り渡したい、譲り受けて規模拡大したい、とのことでの申請です。スライドにいけます。石井小学校から県道朝田日田線を上がりまして、内河町公民館を右折した赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。3筆に分かれていますので、三つの方向で写真を撮っております。〇の写真です。〇の写真で</p>

す。○の現況写真になります。

続いて番号51、天瀬町本城○で、地目は登記簿・現況ともに田、面積が2,148㎡です。

譲渡人は大分市の○さん、譲受人は日田市天瀬町の○さんです。遠方に住んでおり、農地の管理耕作が困難であるため譲り渡したい、譲り受けて規模拡大したい、とのことでの申請です。スライドにいけます。国道210号を天瀬方面に進みまして、慈恩の滝の方から、県道菅原山浦線を南下しました赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。農地が横に広いため三か所に分けて写真を撮っております。写真方向①の写真です。写真方向②の写真です。写真方向③の写真になります。

続いて番号52、大山町東大山○ほか3筆で、地目は登記簿が田、現況が畑、面積が合計2,205㎡です。

譲渡人は大山町の○さん、譲受人は大山町の○さんです。高齢のため譲り渡したい、譲り受けて規模拡大したい、とのことでの申請です。スライドにいけます。国道212号を大山方面に進みまして、大山振興局を過ぎた赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。農地が広いので、南北から三か所に分けて写真を撮っております。写真方向①の写真です。写真方向②の写真になります。写真方向③の写真になります。

続いて番号53、天瀬町桜竹○で、地目は登記簿・現況ともに畑、面積が7,208㎡です。

譲渡人は福岡県うきは市の○さんで、譲受人は福岡県うきは市の○さんです。高齢のため譲り渡したい、譲り受けて営農を継続したいとのことでの申請です。この案件は、生前贈与の案件で親子の関係になります。スライドにいけます。スカイファームロード日田を天瀬本城方面に進みまして、日田郡森林組合を過ぎた北側の赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。農地が広く、真ん中に農道が入っていますので、三か所に分けて写真を流していきたいと思っております。写真方向①の写真です。写真方向②の写真になります。ブドウの園内を撮りました写真方向③の写真になります。

続いて番号54、丸の内町○と○で、地目は、○は登記簿・現況ともに田、○は登記簿 田、現況 畑です。面積は合計2,124㎡です。

譲渡人は日田市丸の内町の○さんで、譲受人は日田市小迫町の○さんです。高齢のため譲り渡したい、譲り受けて園児に、栽培から収穫等の食育の場などとして活用したい、とのことでの申請です。スライドにい

きます。日田市役所から豆田方面に進みまして、丸の内こども園の付近になります赤い丸のところは現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。2筆に分かれているため、二つの方向で写真を撮影しています。○の写真です。○の現地の写真になります。

続いて番号55、前津江町大野○で、地目は登記簿・現況ともに畑、面積が586㎡です。

譲渡人は日田市前津江町の○さんで、譲受人は日田市前津江町の○さんです。農地の管理が困難になったため規模縮小したい、譲り受けて自家消費野菜を栽培したい、とのことでの申請です。スライドにいけます。県道日田鹿本線を前津江振興局方面に進みまして、浦方地区公民館付近の赤い丸のところは現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真になります。

続いて番号56、大字三和○で、地目は登記簿・現況ともに畑、面積が980㎡です。

譲渡人は日田市財津町の○さんで、譲受人は日田市清岸寺町の○さんです。体調不良のため譲り渡したい、農地を譲り受けて規模拡大・採穂場をしたい、とのことでの申請です。スライドにいけます。三和小学校前の市道日ノ出藤山線を小野方面に進み、財津町公民館から山側に上がりました赤い丸のところは現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真になります。

続いて番号57、大字三和○ほか4筆で、地目は、○と○と○は登記簿が田、現況が畑、○と○は登記簿・現況ともに畑、面積が合計5,692㎡になります。

譲渡人は日田市財津町の○さんで、譲受人は日田市清岸寺町の○さんです。仕事の都合により維持管理が困難になったため譲り渡したい、譲り受けて規模拡大・採穂場をしたい、とのことでの申請です。スライドにいけます。先ほどと同様になりますが、三和小学校前の市道日ノ出藤山線を小野方面に進み、財津町公民館から上がりました山側の部分と、竜体山公園入口付近の二か所に位置します赤い丸のところは現地になります。航空写真です。○と○の、まず2筆によります拡大した航空写真です。字図です。二つに分けて写真を撮っております。○の写真です。○の現地の写真です。続いて、残り3筆によります拡大した航空写真になります。字図です。1つずつ、3枚の写真に分けて撮影しております。○の写真になります。こちらが○から撮りました現地の写真です。こちらが○から撮りました写真です。

続いて番号58、天瀬町塚田○ほか4筆で、地目は○と○が登記簿・現況ともに田、○と○、○が登記簿・

現況ともに畑、面積が合計4,931㎡です。

譲渡人は福岡県の〇さんで、譲受人は日田市天瀬町の〇さんです。転居により農地の管理が困難になったため譲り渡したい、譲り受けて新規就農したい、とのことでの申請です。スライドにいけます。県道岩戸五馬日田線を南下しまして、五馬中学校を通過しました近原集落の赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。四か所に分かれていますので、4枚の写真に分けて撮影しております。こちらが〇と〇の写真になります。こちらは〇の現況写真です。こちらが〇の現況写真です。こちらが〇の現況写真です。

続いて番号59、大字西有田〇で、地目は登記簿・現況ともに畑、面積が156㎡です。

譲渡人は大分市の〇さんで、譲受人は日田市三ノ宮町一丁目の〇さんです。高齢のために譲り渡したい、譲り受けて規模拡大したい、とのことでの申請です。スライドにいけます。県道西有田豆田線からローレル日田カントリークラブさんの方面に進みました赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真になります。

続いて番号60、大字三和〇で、地目は登記簿・現況ともに畑、面積が1,588㎡です。

譲渡人は2人共有でありまして、広島県の〇さんと福岡県の〇さん、譲受人は日田市財津町の〇さんです。遠方のため譲り渡したい、譲り受けて規模拡大したい、とのことでの申請です。スライドにいけます。先ほども出ました三和小学校前の市道日ノ出藤山線を小野方面に進みまして、財津町公民館から上がりました赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現況の写真になります。

それでは現地調査にご同行頂きました調査委員長からご意見を頂こうと思います。

調査委員長  
(平川修)

はい。

現地調査しました。特に大きい問題は無いと認識しております。

<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>ありがとうございました。 それではチェックシートについてです。資料No.1の1から3頁が農地法第3条についてになっております。全てに該当しないことが条件です。書類審査、現地確認で該当しないことを確認しています。 私からは以上です。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 事務局の報告及び調査委員長報告にあるように、許可との結論でございます。 皆さんの中で何かあればご発言頂きたいと思っております。 よろしいですか。</p>
<p>推進委員 (諫山文彦)</p>	<p>はい。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>諫山委員、どうぞ。</p>
<p>推進委員 (諫山文彦)</p>	<p>農地委員の諫山です。 50番、一番初めの件の地番が〇ですが、水路か何かのどこ、ここは譲受人と何か関係になる場所なんですか。 横に農地があるんですけど、そこの問題は、別に無いわけですかね。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>はい。 ここは、昨年10月、私が来ました頃に〇の方を、この〇さんが購入されております。そのあと、諸手続を踏んでおりまして、ちょっと時間が経ちましたが、そのあとに、この〇もあわせて購入した、という形にな</p>

<p>推進委員 (諫山文彦)</p>	<p>っております。</p> <p>この横の農地は譲受人の土地なんですね。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>はい、そうです。</p>
<p>推進委員 (諫山文彦)</p>	<p>解りました。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>よろしいですか。</p>
<p>推進委員 (諫山文彦)</p>	<p>はい。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>何か、他にございませんか。</p>
<p>推進委員 (音成博文)</p>	<p>はい。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>音成委員、どうぞ。</p>
<p>推進委員 (音成博文)</p>	<p>ちょっと58番の下近原の図面を、ちょっともう1回出してください。○さんか、その字図の図面を出してください。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>字図ですか。</p>
<p>推進委員 (音成博文)</p>	<p>字図。○番があったところの下近原の分なんです。それです。これは今度出てきたんですよ。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>はい、そうです。</p>
<p>推進委員 (音成博文)</p>	<p>今年まで米を作ったんで、この前、その近所に聞いたときに、何も聞いてなかったからですね、これに関しては。いいです。分かりました。はい。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>音成委員、本当にいいですか。</p>
<p>推進委員 (音成博文)</p>	<p>はい、多分。今年、この○と○の田を管理した人が、聞いてるのか、聞いてないか、ちょっと判らないんで、管理していた本人たちが聞いたのか、聞いてないか、と思ったけど、そういう話をしてなかったからですね。今、ここで聞いたからちょっと質問したわけです。以上です。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>何か、他にございませんか。</p>
<p>3 番 (飯田隆)</p>	<p>はい。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>飯田委員どうぞ。</p>
<p>3 番 (飯田隆)</p>	<p>3 番の飯田です。 関連ですが、今の58番ですね。これは、湯山から、新規就農で入ってくるんですね。これは空き家バンクか何かを通して来ると思うんですが、湯山から塚田まで、近いちゃ近い、遠いっちゃ遠いです。それで、この〇さんという方は、新規就農の他に、何か仕事を持ってするんですかね。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>事務局、よろしいですか。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>はい。 この方は、〇です。</p>
<p>3 番 (飯田隆)</p>	<p>はい、解りました。〇ね。解りました。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>飯田委員、よろしいですね。 他に何かございませんか。よろしいですか。 はい、無かったら、この件につきましては別紙チェックシートのとおり、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件の全て満たしていると考えます。 ご承認頂きましょうか、ご賛同の農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 ご賛同の推進委員の方、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 賛成多数でございます。 第1号議案は、原案どおり決定いたしました。 引き続きまして議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件、2件でございます。 事務局は説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (藤原束託)</p>	<p>はい私から、議案書7頁、議案第2号 農地法第4条の申請について説明いたします。 今月は2件の申請が出ています。 番号20、申請地は大字十二町〇の第3種農地です。地目は登記簿・現況ともに畑、面積は144㎡です。 申請人は、玉川三丁目の〇さんです。申請理由は、住宅造成用地として使用したい、とのこと。場所の説明です。玉川交差点から国道386号を進み、HondaCars大分 日田店さんから右折し、約150m</p>

<p>調査委員長 (平川修)</p> <p>事務局 (藤原東託)</p>	<p>ほど進んだ赤い丸で示しているところでは、航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。こちらの案件の筆の中に猿田彦大神の石碑が在りますが、農地法が施行される前から設置されているものです。この石碑は、住宅用地の中にそのまま残し、使用いたします。こちらが計画図になります。赤い線部分が住宅建設建築予定部分になります。</p> <p>次に番号21、申請地は大山町西大山〇の第2種農地です。地目は、登記簿 畑、現況 宅地です。面積は198㎡です。</p> <p>申請人は大山町西大山の〇さんです。こちらの案件は、昭和36年頃に家族墓地を造り、その後、昭和54年頃に倉庫を建設しているため、追認の案件となりますので、後日、始末書を徴取いたします。場所の説明です。国道212号を松原ダム方面に進み、旧鎌手小学校を過ぎた赤い丸で示しているところでは、航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。写真を3枚に分けて撮っております。全体の写真です。追認の倉庫部分になります。墓地の写真です。こちらの墓地は、日田市環境課に、墓地埋葬法の許可の申請手続中なのを確認しております。</p> <p>以上、4条は2件となります。</p> <p>それでは現地調査にご同行頂いた調査委員長からご意見を頂こうと思います。</p> <p>はい。 追認案件もありますが、特に問題無いと判断いたします。</p> <p>ありがとうございました。 それではチェックシートについてです。資料No.1の4頁から5頁が農地法第4条になっております。全てに該当しないことが条件です。 以上です。</p>
--	---

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 事務局の議案説明及び調査委員長の説明にあるように、追認が1件ということでございます。 皆さんの中で何かあればご発言を頂きたいと思います。 よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、無ければ、この件につきまして、別紙チェックシートのとおり農地法第4条第2項及び第6項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。 ご承認頂きましょうか、ご賛同頂ける農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 ご賛同頂ける推進委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、賛成多数でございます。 賛成多数でございますので、議案第2号は、原案どおり許可相当といたします。</p> <p>続きまして8頁ですね、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件、7件でございます。 事務局は説明をお願いいたします。</p>

<p>事務局 (藤原東託)</p>	<p>はい。議案書8頁、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件についてです。      今月は7件の申請がありました。      番号36、申請地は大字三和〇・〇・〇・〇・〇、計5筆の第2種農地です。地目は登記簿 田、現況 畑です。合計面積は2,456㎡です。      譲渡人は、〇の所有者が財津町の〇さん、〇・〇の所有者が財津町の〇さん、〇の所有者が中津江村栃野の〇さん、〇の所有者が上城内町の〇さんです。譲受人は福岡県久留米市の〇さんです。申請理由は、申請地を住宅分譲用地として使用したい、とのこと。場所の説明です。国道212号を花月方面に進み、五葉苑さん先を左折して50mほど進んだ赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。こちらが土地利用計画図になります。現地の写真です。農地が広いため、写真を3枚に分けております。写真方向①の写真です。写真方向②の写真です。写真方向③の写真です。      続きまして、番号37・38の申請地は、先ほどの番号36の申請と同じ場所になっておりますので、場所の説明は省略させていただきます。      番号37、大字三和〇の第2種農地です。地目は、登記簿 田、現況は畑です。面積は2.39㎡です。      譲渡人は財津町の〇さんです。譲受人は神来町の〇さんです。申請理由は、番号36での申請で住宅分譲用地の残地部分を、隣接している〇さんが駐車場用地として購入したい、とのこと。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。土地利用計画図に赤く示している部分が残地部分になります。現地の写真です。      次に番号38、申請地は大字三和〇・〇の第2種農地です。地目は、登記簿 田、現況 畑です。2筆の合計面積は30.39㎡です。      譲渡人は上城内町の〇さんです。譲受人は財津町の〇さんです。こちらの案件も番号36での申請で、住宅分譲用地の残地部分を隣接している〇さんが住宅用地として購入したいとのこと。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。土地利用計画図に赤く示している部分が残地部分になります。現地の写真です。      続きまして番号39、申請地は大字石井〇の第3種農地です。地目は登記簿・現況ともに田です。面積は</p>
-----------------------	---

200㎡です。

譲渡人は石井町二丁目の○さんです。譲受人は石井町二丁目の○さんです。申請理由は、駐車場及び資材置場用地として使用したい、とのことです。場所の説明です。五和振興センターから内河野方向へ進み、長者原団地入り口を左折した赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。

続きまして番号40、申請地は大字羽田○・○の第2種農地です。地目は登記簿・現況ともに畑です。面積は2筆合計で266㎡です。

譲渡人は熊本県の○さんです。譲受人は岩美町の○さんです。申請理由は、駐車場及び資材置場用地として使用したい、とのことです。場所の説明です。羽田多目的交流館から岩美町方向へ進み、岩美町入美公民館横の赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。筆毎に写真を撮っております。○の写真です。○の写真です。

続いて番号41、申請地は大字有田○・○の第2種農地です。地目は登記簿・現況ともに畑です。面積は2筆の合計で680㎡です。

譲渡人は三池町の○さんです。譲受人は上諸留町の○さんです。申請理由は、住宅用地として使用したい、とのことです。場所の説明です。市道田島有田線を市立有田小学校方面に進み、大分自動車道高架下を左折した赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。こちらの地番は○と○が筆界未定地となっておりますので、字図上はひとつの土地に2筆の地番が表示されております。現地の写真です。

続いて番号42、申請地は丸の内町の第3種農地です。地目は登記簿・現況ともに田です。面積は955㎡です。

譲渡人は丸の内町の○さんです。譲受人は小迫町の○さんです。申請理由は、現在使用している駐車場を解約し、新たに、○用駐車場として使用したい、とのことです。場所の説明です。豆田町の御幸橋から市道御幸橋瀬戸口線を玉川バイパス方向に進み、途中を左折した赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。

<p>調査委員長 (平川修)</p>	<p>以上、5条は7件となります。</p> <p>それでは、現地調査にご同行頂いた調査委員長からご意見を頂こうと思います。</p> <p>はい。 特に問題は無いと思います。</p>
<p>事務局 (藤原東託)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それではチェックシートについてです。資料No.1の6頁から9頁が農地法第5条についてになっています。全てに該当しないことが条件です。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>事務局の議案説明及び調査委員長の説明にあるように、問題は無いというような発言でございます。皆さんの中で何かあればご発言頂きたいと思います。</p>
<p>9 番 (樋口虎喜)</p>	<p>はい。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>樋口委員どうぞ。</p>
<p>9 番 (樋口虎喜)</p>	<p>37番をちょっとお尋ねなんです。2.39㎡、駐車場用地ということで、当然車を止められる面積じゃないですが、横の土地か何かを○さんがお持ちなんですか。その辺りのところ分かれば、教えていただ</p>

	<p>くようお願いします。</p>
<p>事務局 (藤原東託)</p>	<p>はい。 隣の土地、こちらにアパートがあります。このアパートの駐車場用地が少し増える形になります。</p>
<p>9 番 (樋口虎喜)</p>	<p>そちらを〇さんが持ってるということなんですよね。</p>
<p>事務局 (藤原東託)</p>	<p>そうです。</p>
<p>9 番 (樋口虎喜)</p>	<p>その2㎡だけじゃ駐車場にならないので、横の土地と一緒に、土地利用するということですね。 はい、解りました。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>樋口委員、よろしいですか。</p>
<p>9 番 (樋口虎喜)</p>	<p>はい。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>何か他にございませんか。 はい、無ければ、この件につきまして、別紙チェックシートのとおり、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 ご承認頂きましょうか、ご賛同頂ける農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございます。 ご賛同頂ける推進委員の方、挙手をお願いいたします。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>はい、全員賛成でございます。 ありがとうございました。議案第3号は、原案通り許可相当といたします。</p> <p>はい、これで終了でございます。 調査委員長、一言お願いいたします。</p>
<p>調査委員長 (平川修)</p>	<p>はい。 現地が多かった割には、スムーズに確認も出来ました。 皆様、ご協力、慎重審議、ありがとうございました。 お疲れさまでございました。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>続きまして12頁です。 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件、新規に2件、再設定4件、解除条件付0件でございます。 この中に、議事参与の方が居られますので、退室をお願いしたいと思います。 4番の穴井浩司委員です。退室をお願いいたします。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>(穴井委員退室)</p> <p>はい、退室頂きました。 先に、4番の穴井浩司委員の件をしたいと思います。 12頁です。No.156、借り手 穴井浩司でございます。 この件につきまして、何かございますか。 よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>それでは承認したいと思います。 はい。 入室してもらってください。</p> <p>(穴井委員入室)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、それでは、それぞれの委員の方のエリアにおいて、ご確認をお願いしたいと思います。 問題があれば挙手してご発言願いたいと思います。 よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>それでは、計画要請の内容は、別紙チェックシートのとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号及び基本構想の各要件を満たしていると考えます。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ご意見がなかったら、ご承認頂きましょうか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>はい。 承認いたしたいと思います。</p> <p>それでは15頁です。 議案第5号 日田市農業振興地域整備計画の変更について、除外2件でございます。 事務局、説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (藤原束託)</p>	<p>はい。 議案書15頁、議案第5号 日田市農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見について、です。 農業振興地域整備計画、いわゆる農振の策定や変更の際は、農業委員会の意見を聞くものとする、と定められております。 日田市長から意見を求められております。 今回は除外が2件です。 番号1、大字内河野〇・〇・〇・〇、計4筆で、地目は登記簿・現況ともに田、面積は合計で3,165㎡です。 申請人は若宮町の〇さんです。植林し、山林として管理するための申請です。場所の説明です。内河町から市道原高木線を南下し、下払地区集会所横の赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。農地が広いため、写真を2枚に分けております。写真方向①の写真です。写真方向②の写真です。 続きまして番号2、上津江町上野田〇・〇、計2筆で、地目は登記簿・現況ともに田、面積は合計で</p>

<p>推進委員 (石川元和)</p> <p>事務局 (藤原束託)</p>	<p>2,424㎡です。</p> <p>申請人は佐賀市の〇さんです。隣接する製材所の資材置場として利用するための申請です。場所の説明です。県道天瀬阿蘇線を南下し、上野田多目的スポーツ広場手前を左折した赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。</p> <p>以上の案件につきまして、各地区ご担当の推進委員さんに現地確認等をしていただきました。推進委員の方にご意見を頂きます。</p> <p>本日、五和区域担当の末武推進委員が欠席しているため、意見を事務局の方で聞いておりますので、事務局より申し上げます。</p> <p>番号1の案件については、11月1日に、現地調査に事務局と同行し、農振除外については問題無いが、今後、農地転用後、杉等を植えると、近隣住民の日照権の問題が出るのではないかと考えられます。少なくとも、転用申請では、近隣住民の同意が必要と考えております、とのことでした。</p> <p>次に、中津江・上津江区域担当の石川推進委員にご意見を頂きます。</p> <p>はい。</p> <p>先月30日に事務局と現地調査に行っていました。</p> <p>問題は無いと思います。よろしく申し上げます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>日田市農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見については、以上です。</p>
--	--

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 議案第5号ですね農業振興地域整備計画の変更についてでございます。 これについて、何かございますか。よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、よろしければですね、変更については妥当と意見したいと思います。</p> <p>はい、続きまして、議案第6号 現況証明書（農地証明書）の発行について、2件でございます。 事務局は説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (武内義則)</p>	<p>はい、お待たせしました。 議案書の16頁、議案番号の第6号、現況証明書（農地証明書）の発行についてでございます。 番号2、申請人は琴平町の〇さんです。 〇水路の水利使用更新を国土交通省に許可申請する際に、農地である証明が必要なため、申請するものでございます。 今回申請のあった農地は合計が152筆、103,009㎡、52名の組合員となっております。議案の別紙でございますけども、〇水路の関係が17・18・19頁と別紙になっております。スライドの方、いきます。まず申請対象の農地の位置図です。玖珠川と大山川の合流地点あたりから、三隈川の左岸に分布し、サッポロビール九州工場の北側に位置します10ヘクタール以上の優良農地となっております。航空写真では、このようになっています。対象地のエリアを赤い枠で囲んでいます。こちら地番抜きの字図でございます。写真紹介は字図のこの図面に写真方向を入れて、下流側から順に現況写真を紹介いたしたいと思います。まず、最初は下流側の通路からの写真でございます。2か所撮っております。次は河川沿いの農地の写真でございます。河川沿いの2か所撮っております。続きまして、少し上流に上がったところです。右と左という形で撮</p>

っております。以下、同様に上流に向かって撮っていきたいと思います。こちらも2か所撮っております。最も上流の方向からの位置辺りです。最後に、住宅街の方から1か所写したところです。

以上でございます。

次に、議案書を、すいません16頁に戻っていただいて、今度は番号3、申請人は藤山町の〇さんです。

〇水路の水利使用更新を国土交通省に許可申請する際に、農地である証明が必要なため、申請するものでございます。

今回、申請のあった農地は、合計48筆、38,892㎡、24名の組合員となっております。議案の別紙でございますけども、20頁となっております。まず、申請対象の農地の位置図でございます。花月川と国道212号との間及び国道212号の東側の農地となり、九州コクボさんと大分キャノンさんの北西側に位置します。航空写真では、このようになっております。続きまして、拡大した航空写真に対象地のエリアを赤い枠で囲んでおります。地番抜きの字図です。写真紹介は航空写真に、写真方向を入れて上流側から現況写真を紹介いたします。まず最初は、最上流からの写真を紹介いたします。地区内の花月川の上流の方には、一級河川花月川緊急復旧工事に供する残土置場となっている農地がございます。こちらは、平成24年から国土交通省が借り上げているものでございます。最初は、最上流からの写真です。次は少し南下した農地の写真でございます。左側は残土置場、右側は農地という形でございます。次は、〇水路の中間辺りの農地でございます。続きまして、少し南下しましたところです。2枚ございます。今度は、場所を変えまして、花月川の堤防の道路から上流に向けて撮影したところでございます。このあたりが残土置場になっているところが多いような状況です。続きまして、土手からの写真です。左は土手、残土置き場、真ん中からビニールハウス等が見えているところです。次は、岡本橋に続く市道沿いの写真です。3か所ございます。続きまして、国道212号の左側の農地でございます。2か所です。最後に水路の南端の農地となります。

スライドは以上でございます。

この案件につきまして、地区ご担当の推進委員さんからご意見を頂こうと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。まず、〇組合は、高瀬区域担当の野村推進委員さんお願いいたします。

<p>推進委員 (野村常雄)</p>	<p>先日、○地区を見てまいりまして、こちらは、1区画が大きくはないんですが、綺麗に整備されております。</p> <p>ちょうど稲刈りがほとんど終わってるような感じで、一部、畑作をしてるところもありましたけど、農地として、かなりまとまって広くあります。</p> <p>優良農地だと思います。</p>
<p>事務局 (武内義則)</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>続きまして○水路の関係で、三花・小野区域の諫山推進委員さんお願いします。</p>
<p>推進委員 (諫山文彦)</p>	<p>はい。</p> <p>農地委員の諫山です。現場は、過去に水害に遭ったところで、今も一部残土置場として使われておりますが、それ以外のところは農地として管理をされておりますので、問題無いと思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>事務局 (武内義則)</p>	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>事務局からの説明は以上でございます。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>議案第6号現況証明書（農地証明書）の発行についてでございました。</p> <p>この2件につきまして、何かございますか。意見等ございますか。ありませんか。</p> <p>それでは、現況証明書を発行してよろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、それでは現況証明書（農地証明書）を発行いたしたいと思います。</p>
	<p>続きまして議案第7号 現況証明書（非農地証明書）の発行について、3件でございます。事務局は説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (武内義則)</p>	<p>はい。</p> <p>それでは議案書の21頁、議案第7号 現況証明書の発行についてでございます。今月は3件申請がございます。</p> <p>番号29、大字石井〇で、登記簿は原野、現況は山林、面積は383㎡です。</p> <p>申請人は福岡市の〇さんです。申請理由は、課税の地目が畑のため、現況に合わせ地目を整理するため、でございます。場所でございます。石井小学校を過ぎて、長者原団地の一番奥から西方向に進みました赤丸で示したところでございます。航空写真で見ますと、このようになっております。こちらが拡大した航空写真で、赤い線が申請地でございます。字図です。写真方向を①から③で撮影いたしました。①の現況写真です。②の写真です。③の写真です。こちらは、里道がございますけれども形跡が無く、雑木や雑草が繁茂している状況でございます。こちらは発行基準の4 森林の様相を呈している等農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地に該当するもの、でございます。</p> <p>次に、番号が30、大山町西大山〇で、登記簿は畑、現況は山林、面積は523㎡です。</p> <p>申請人は大山町西大山の〇さんです。申請理由は、現況に合わせ地目を整理するため、です。場所は、旧大山中学校を過ぎて、旧国道212号、現在は市道第2野瀬部鎌手線を東方向に進み、奥日田温泉うめひびきさんの下辺りあたりに位置する赤い丸印の場所です。航空写真で見ますと、このようになっております。拡大した航空写真で、赤い線が申請地となっております。字図です。写真方向を①から③に撮影しました。①の写真です。②の写真です。③の写真です。この場所は、北側の大山川に向かっての斜面であり、雑木や雑草が繁茂している状況でございます。こちらの発行基準4 森林の様相を呈している等農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地に該当するものです。</p>

<p>推進委員 (河津昭二郎)</p> <p>事務局 (武内義則)</p>	<p>続きまして22頁、番号が31、大山町西大山〇、登記簿は田、現況は山林、面積は920㎡でございます。</p> <p>申請人は大山町西大山の〇さんです。申請理由は、現況に合わせ地目を整理するためです。場所は、国道212号を南下し、旧鎌手小学校を過ぎて、大山農協鎌手支所の先を右折し、上野川沿いの赤い丸印の場所でございます。航空写真で見ますと、このようになっております。次が拡大した航空写真です。赤い印のところが申請地です。字図です。写真方向を①から③で撮影しました。まず、①の現況写真です。続きまして②の現況写真です。最後に③の現況写真です。こちらも、発行基準の4 森林の様相を呈している等農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地に該当するもの、でございます。</p> <p>以上の案件につきまして、地区ご担当の推進委員さんからご意見を頂こうと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。</p> <p>まず番号の29、日田・五和区域の末武推進委員さんですけども、本日は欠席されております。意見としましては、雑木や雑草が繁茂している状況と、私と同じ意見で頂いたことを報告いたします。続きまして、番号30・31、西大山区域の河津昭二郎委員、お願いいたします。</p> <p>はい、推進委員の河津です。</p> <p>まず30番の件ですが、畑というよりも、斜面になっていまして、雑木も高く、もう、これも森林に似ているように感じました。もう農地に戻すのは、ちょっと難しいかなと思います。</p> <p>31番ですが、これも雑木が生い茂っていて、進入自体がちょっと難しいので、機械とかも入らなくて、雑木だらけになってますので、ちょっと森林化してます。農地に戻すのは難しいと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>事務局からの説明は以上でございます。</p>
---	---

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございました。 議案第7号 現況証明書（非農地証明書）の発行についてでございます。3件でございます。 この中で何か質問がある方おられますか。よろしいですか。 それでは、現況証明書を発行してよろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい。 それでは、非農地証明書を発行いたします。</p> <p>続きまして23頁です。 議案第8号 11月調査委員の選任について、でございます。 日田市農業委員会委員の現地調査実施要綱第3条の規定に基づき選任するもの、でございます。 私からご指名でよろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。 それでは指名いたしたいと思います。 4番 穴井浩司委員、17番 財津満寿光委員、18番 梶原真悟委員の3名の方をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、次に報告に入りたいと思います。</p> <p>(事務局から報告・その他 日程等説明後終了)</p>

以上のとおり会議の顛末を記し、その相違のないことを証するためここに署名捺印する。

令和 6年 12月 9日

議 長 会 長

署 名 委 員 10 番

署 名 委 員 18 番